

市商連ニュース

令和4年8月1日 No.95

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

免税事業者とインボイス制度

消費税の免税事業者とは、課税売上高が1,000万円以下で、消費税の納税義務が免除される制度の適用を受ける事業者は、原則として消費税の申告を行う必要はありません。販売先が消費者又は免税事業者である場合、消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイス（適格請求書）の保存を必要としません。なお、免税事業者はインボイスを発行することはできません。



課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告を行う必要があります。課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を選択することができます。この場合、売上に係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができます。簡易課税制度を選択する場合は、税務署への事前届出書の提出が必要です。また、簡易課税制度を選択した場合、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるので、仕入れ先との関係で留意する必要はありません。インボイス制度は令和5年10月1日から実施されますので、事前準備をお願いします。

飲食店向け「協力金」の再度の申請受付

神奈川県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）に協力した事業者に対し協力金を交付していますが、この度、第9弾（令和3年4月20日）から第18弾（令和4年3月21日）までの協力金において、申請期間内に申請できなかった事業者を対象に、再度の申請を受け付けています。

ただし、交付若しくは不交付決定を受けた方、又は現在審査中の方は申請できません。

申請期間：7月20日から8月31日まで

申請方法：郵送又は電子申請

市議会との懇談会

令和4年7月13日（水）及び15日（金）に、川崎市議会の「自民党」「公明党」「みらい」の各会派の市議会議員や県会議員と令和5年度の川崎市への予算要望について意見交換を行いました。コロナウイルス感染症対策として時間や参加人数の制限がある中で、市商連の柳沢会長、鬼塚副会長、持田副会長、安陪副会長が出席しました。主な要望内容は、

- ・商店街の街路灯電気料補助金の増額及び街路灯維持管理に対する補助制度の創設
- ・アーケード内街路灯広告の許可
- ・商店街の防犯カメラのメンテナンス補助制度の創設及び防犯カメラ設置補助金の補助率の増額（現状25%）
- ・市商連加入団体への支援強化
- ・商店街の後継者育成支援 などです。



また、川崎じもと応援券、商店街加入条例などについても、各会派の市議会議員の皆様と意見交換を行いました。

コロナ禍にある市内商店街の厳しい状況について、ご理解をいただいたものと思います。今後も市議会の力を借りながら、商店街の活性化に向けて活動してまいります。

商店街魅力アップ支援事業補助金の追加募集

7月20日から、「川崎市商店街魅力アップ支援事業補助金」の追加募集が始まりました。

特定事業 1/2以内（上限80万円）

その他事業 1/5以内（上限50万円）

【問合せ】川崎市経済労働局 044-200-2352